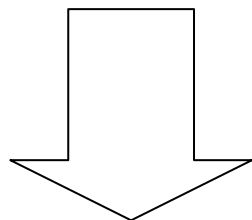


現状

- 原子力技術のような大規模システム技術については、通常の技術移転とは異なり、研究開発や技術開発の段階は国の研究開発セクターが実施し、その後、国内技術として産業化することが一般的。
- 技術開発主体、メーカ、事業実施主体と3つのプレイヤーがいる中で、有機的な連携を図りつつ、計画を推進していく必要がある。
- 過去の技術移転においては、ウラン濃縮技術や再処理技術が原子力機構(旧核燃料サイクル開発機構)から、日本原燃に技術移転されているが、教訓として踏まえるべき点も少なくない。
- 我が国の原子力技術については、今後、「高速増殖炉実証炉」「第二再処理工場」「高レベル放射性廃棄物の地層処分」について、円滑かつ戦略的な技術移転が必要となる。



<技術移転の事例ーウラン濃縮技術ー>

- 1972年:遠心法ウラン濃縮技術がナショナルプロジェクトに指定
- 1979年:パイロットプラント(OP-1A)の運転開始【動燃】
(1981年:「動燃から民間に技術移転し、民間による国内事業化を進める」ことを決定【原子力委員会】)
(1985年:日本原燃産業(現日本原燃)が発足)
- 1988年:原型プラント(DOP-1)の運転開始【動燃】
- 1992年:日本原燃が六ヶ所村ウラン濃縮工業の操業開始

検討の視点・ポイント

ポイント①:技術開発から事業化へのビジネスモデルの再検討について

- 国の研究開発機関(原子力機構)が技術開発を実施し、その後、国産技術として民間ベースで産業化するという、実験プラント・・・原型プラント・・・実証プラント・・・商用プラントの移行型の線形モデルが今後も有効に機能するか
- ウラン濃縮、再処理など、これまでの事例からの教訓の抽出が必要

ポイント②:円滑な技術移転・事業化を進める上での方策について

- ドキュメントによる技術情報の移転のみならず、キーとなるポイントは何か
- 特に、技術に関して最も重要なノウハウが「人」に附随することを考えれば、技術開発を担った優秀な「人」又は部門が組織ごと事業主体(民間)に移転できる仕組みの検討も必要ではないか

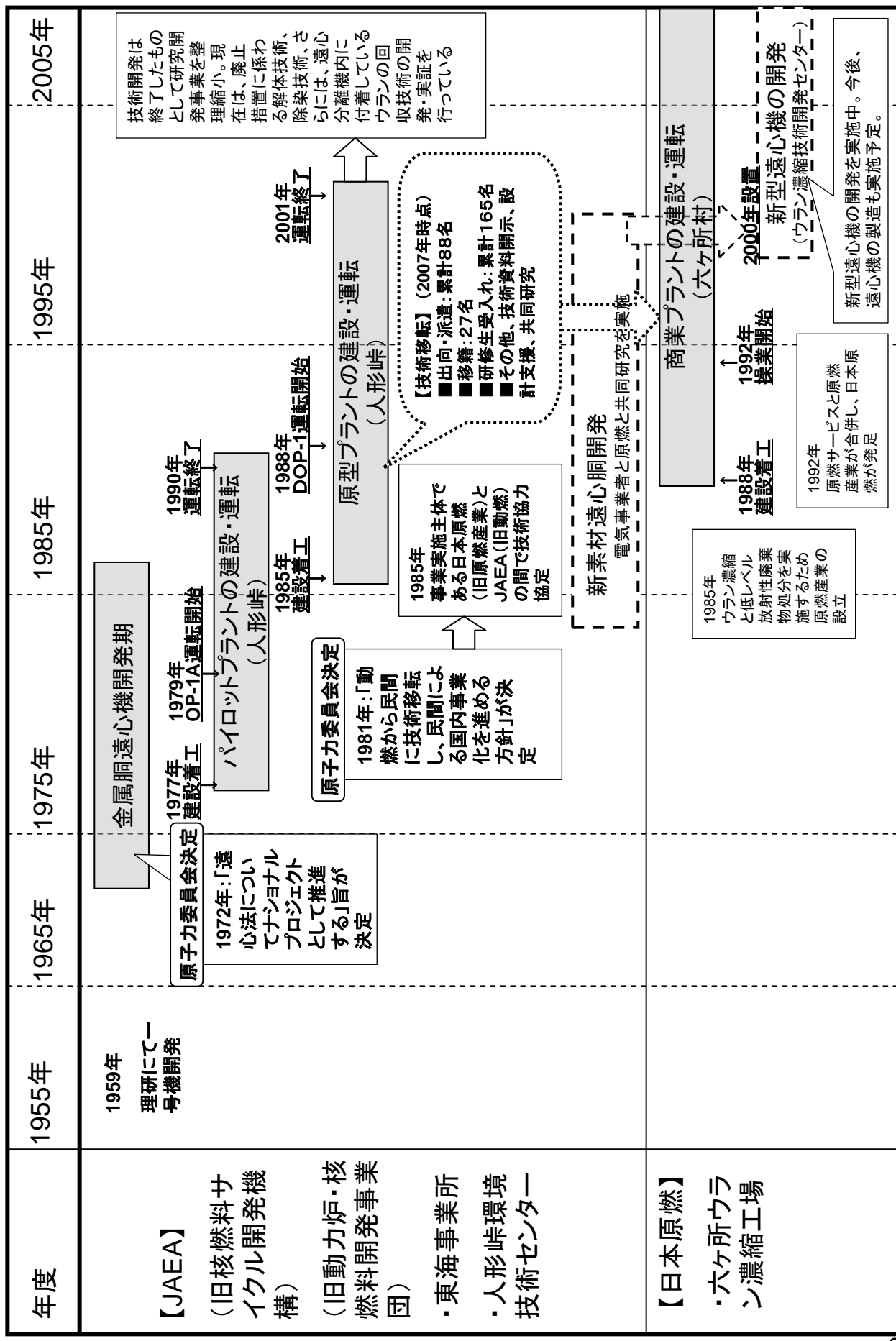
ポイント③:技術開発主体/メーカ/事業主体が開発フェーズ・移行フェーズ・事業フェーズの各段階において戦略的な連携を図るための方策について

- 入り口の段階から、出口まで見通した適切な役割分担、連携方策を考えておくべきではないか
- 技術開発段階から、コスト意識や将来の技術移転意識を取り入れ、プロジェクトの推進が図れるような3者(技術開発主体/メーカ/事業主体)の連携体制確保に向けた仕組みを検討することが必要ではないか
- 事業によって、メーカの役割や体制が異なることをどのように考えるか

ポイント④:技術移転後の技術開発主体の役割について

- トラブル対応や安全規制対応、さらには技術の高度化のため、技術移転以降において、技術開発主体が基礎的な技術基盤(人材・関連インフラ)を維持していくことが重要ではないか

ウラン濃縮技術の開発経緯・技術移転について



再処理技術の開発経緯・技術移転について

